

様式第3-1号

(単体発注)

沖縄県農林水産部一般競争入札公告第3号(南部農林土木事務所)

簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)に係る手続開始の公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、次のとおり入札の手続きを開始します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成27年度予算が成立し、予算令達がなされることを条件とするものである。

平成27年3月3日

沖縄県南部農林土木事務所長 金城辰雄

## 1 業務概要

- (1) 業務名：北振地区現場技術業務
- (2) 履行場所：沖縄県北大東村 北振地区
- (3) 業務内容：ア 現場技術業務 11ヶ月  
イ 対象工事(予定)：北振村道1号線管路敷設工事(27)  
：北振地区付帯施設工事(27)  
：幕内3期地区・北振地区管路工事(26)  
：北振地区貯水池工事(26)
- (4) 履行期間：契約締結日の翌日から330日間とする
- (5) 本業務は、受注者を評価する場合において、一定の条件を満たす者を公募により指名し、当該業務に係る実施体制、実施方針等に関する提案書(以下「技術提案書」という。)の提出求め、技術提案書の内容と入札価格が業務の履行に最も適した者を受注者とする総合評価落札方式の試行業務である。
- (6) 設計価格：14,838,120円(消費税込み)

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 沖縄県の平成25・26年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加希望業者に土木関係コンサルタントとしてに登録を受けている者の内引き続き平成27・28年度土木関係コンサル業種の参加登録申請中であって、登録業種「農業土木部門」、「道路部門」、「施工計画施工設備及び積算部門」に登録予定の者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと(沖縄県の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)

(4) 参加表明書等の提出期限の最終日から落札者決定日までの期間において、沖縄県農林水産部長から「沖縄県農林水産部工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領」に基づく指名停止がなされていないこと。

(5) 参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、沖縄県農林水産部競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社的一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県農林水産部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(7) 沖縄県内に、本店があること。

(8) 実施方針及び適正であること。

(9) 下記に示される同種業務又は類似業務について、平成16年度以降から平成25年度までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、実施した業務1件以上の実績を有していること。

ア 同種業務：現場技術業務（ほ場整備・貯水池整備・畑地かんがい施設整備）

イ 類似業務：同種以外の現場技術業務、ほ場整備・貯水池整備・畑地かんがい施設整備の基本設計及び実施設計業務

（同種業務、類似業務とも沖縄県農林水産部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）

(10) 次に挙げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該委託業務に配置できること。

ア 管理技術者及び担当技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

(ア) 管理技術者

a 技術士（総合技術監理部門「農業－農業土木部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士（「農業部門」「建設部門」）の資格を有し、技術士法による登録を

行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している者。

c R C C M(「農業土木」「施工計画・施工設備及び積算部門」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。又は農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 担当技術者

a 技術士(総合技術監理部門「農業－農業土木部門」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

b 技術士(「農業部門」「建設部門」)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。(当該で平成13年度以降に試験に合格した者は、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門(技術士制度における技術部門)に4年以上従事している者。

c R C C M(「農業土木」「施工計画・施工設備及び積算部門」)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。又は農業土木技術管理士の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

d 1級土木施工管理技士

イ 管理技術者及び担当技術者は、平成16年度以降に完了した業務において、下記(ア)若しくは(イ)の実績を1件以上有すること。

(ア) 同種業務：現場技術業務(ほ場整備・貯水池整備・畑地かんがい施設整備)

(イ) 類似業務：同種以外の現場技術業務、ほ場整備・貯水池整備・畑地かんがい施設整備の基本設計及び実施設計業務

(同種業務、類似業務とも沖縄県農林水産部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。)

(11)次に掲げる業務のいずれかの落札者となった者で、担当技術者が重複する場合はこの時点で本業務の落札者となることはできない。

ア 幕内2期地区・幕外地区現場技術業務(3月3日公告)

イ 幕内3期地区現場技術業務(3月3日公告)

### 3 入札参加者を指名するための基準等

「測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領」(沖縄県農林水産部)に定める指名基準による。なお、同基準中の第2条「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

### 4 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、価格評価点と技術評価点の合計値(評価値)をもつて行う。

算出方法は以下のとおりとする。

ア 評価値 評価値＝価格評価点＋技術評価点

イ 価格評価点

価格評価点＝(価格評価点の配分点)×(1－入札価格／予定価格)

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

ウ 技術評価点

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

技術評価点＝60点×(技術評価の得点合計／技術評価の配点合計)

## (2) 落札者の決定方法

上記(1)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を指名する。

落札者は、落札候補者を指名審査会の審議を経て決定する。その結果は技術提案書を提出した者全員に通知する。

また、落札者決定に当たっての入札価格に関する留意点としては、下記ア～ウのとおり。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ 落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められたときには、落札候補者とならない場合がある。

ウ 落札候補者となるべき者の入札価格が「建設コンサルタント業務の総合評価落札方式における低入札価格調査制度試行要領」第3条に基づく調査基準価格を下回る場合は、同要領第8条に基づく調査を行うものとする。

## 5 入札手続等

ア 交付期間：平成27年3月3日（月）から

イ 交付方法：沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードして下さい。

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

ウ 問い合わせ先：公告文6(8)イの場所

## (2) 参加表明書の提出等

入札参加を希望する者は、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間：平成27年3月3日（火）から平成27年3月11日（水）まで

(イ) 受付時間：休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時

(ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間内必着とする。

(エ) 提出部数：2部

(オ) 提出先：公告文6(8)イの場所

イ 入札参加資格の審査結果の通知（指名通知）

入札参加者の指名は、平成27年3月16日（月）（予定）までに通知する。（電子入札対象の場合は電子入札システムにて通知する。ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、契約担当者より指名を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等、提出場所及び提出方法

(ア) 期 間：平成27年3月16日（月）から平成27年3月23日（月）まで

(イ) 受付時間：休日を除く、午前9時から午前12時、午後1時から午後5時。

ただし、最終日（3月23日）は午後3時まで。

(ウ) 提出方法等：持参又は、郵送により提出。なお、郵送においては提出期間必着とする。

(エ) 提出部数：2部

(オ) 提出先：公告文6(8)イの場所。

ウ 技術提案書のヒアリング 省略する。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成27年3月23日（月）9時00分

入札書提出締切日時：平成27年3月23日（月）15時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成27年3月24日（火）10時30分

持参場所：公告文6(8)アの場所。

※指名通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成27年3月24日（火）10時40分 電子入札システムにより開札

## 6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 沖縄県財務規則第100条の定めるところによる。

イ 契約保証金 沖縄県財務規則第101条の定めるところによる。

(2) 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札及び、参加表明書、技術提案書申請書並びにその他提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反

した入札は無効とする。

なお、指名された者であっても、通知後、指名停止措置を受け落札者の決定時において指名停止期間中である者は、本入札に参加することができない。

(3) 提出期限後の参加表明書等の内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

イ 落札者の決定後、AGRIS等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

「技術提案の履行確実性」について調査を実施する。

(6) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する業務においては、下記事項を契約条件とする。

ア 受注者自らが実施する照査とは別に、受注者の責任において第三者による照査を義務付ける。

イ 現地作業を伴う業務においては、下記事項を義務付ける。

- ・測量及び地質調査業務は、主任技術者の現場への常駐を義務付ける。
- ・設計業務等における現地調査は、管理技術者自らが実施することを義務付ける。
- ・点検測量は、主任技術者が立会又は自ら実施することを義務付ける。

ウ 管理技術者の手持ち業務に低入札業務がある場合は、手持ち業務量の制限を行う。通常、2億円・10件を、1億円・5件へ変更する。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒900-0029 沖縄県那覇市市旭町116-37番地

(南部合同庁舎6階)

沖縄県農林水産部南部農林土木事務所 土地改良班

電話番号 098-867-2770

イ 応募調書資料関係：〒900-0029 沖縄県那覇市市旭町116-37番地

(南部合同庁舎6階)

沖縄県農林水産部南部農林土木事務所 農業水利班

電話番号 098-867-2875

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(9) 詳細は入札説明書による。

様式第4-1号 記載例

(単体発注)

簡易公募型総合評価落札方式(簡易型)

## 入札説明書

沖縄県農林水産部一般競争入札公告南農土第〇号(平成27年2月24日)の「北振地区現場技術業務」に係る入札等については、関係法令、条例、規則及び要領に定めるもののほか、この入札参加説明書によるものとする。

### 1 業務概要

(1) 業務名：北振地区現場技術業務(電子入札対象業務)

(2) 履行場所：沖縄県北大東村 北振地区

(3) 業務の目的

本業務は、本業務は、水利施設整備事業における貯水池整備及び畑かん施設整備工事の発注者支援業務である。

(4) 業務内容

ア 現場技術業務 11ヶ月

イ 対象工事(予定)：北振村道1号線管路敷設工事(27)

：北振地区付帯施設工事(27)

：幕内3期地区・北振地区管路工事(26)

：北振地区貯水池工事(26)

(5) 履行期間：契約締結日の翌日から330日間

(6) 成果品

成果品は以下のとおりとする。

ア 業務報告書 1部

(7) 業務の実施形態

本業務については、主たる部分の再委託は認めない。なお「主たる部分」とは、次のとおりとする。

(7) 現場技術業務

(イ) 共通仕様書 1-27 第1項に示す業務

### 2 入札参加資格

公告文の項目2による。

### 3 入札参加者を指名するための基準等

(1) 指名者の数

次項に示す評価値基準の評価値から、原則として上位10者を指名する。

(2) 指名するための基準

(別紙1-1参加表明者指名基準)

#### 4 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 技術力等の評価基準 (別紙 1 - 2 技術提案書評価基準)
- (2) 技術提案書に関するヒアリング **本業務は行わないものとする**
- (3) 技術提案書に基づく業務

実際の業務に際しては、総合評価に関する事項の業務計画について記載された内容に基づき、業務計画書作成及び実業務を行うものとする。

契約書に明記された技術提案書の内容が受注者の責により実施されなかった場合は、契約書に基づき補修の請求、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償の請求を行うことができる。また、業務成績評定の減点対象とする。

#### 5 入札説明書に対する質問及び回答

参加表明書等を提出しようとする者又は入札参加の指名を受けた者は、参加表明書又は技術提案書について、書面により質問をすることができる。ただし、提出資格が無いと判断する者からの質問は受け付けない。

- (1) 問い合わせ先

公告文 6 (8) による。

- (2) 提出期間、提出方法、及び場所

ア 期 間

(i) 参加表明書に関する事：平成 27 年 2 月 24 日 (火) から平成 27 年 2 月 26 日 (木) まで

(ii) 技術提案書に関する事：平成 27 年 2 月 24 日 (火) から平成 27 年 3 月 10 日 (火) まで

イ 受付時間：休日を除く、午前 9 時から午前 11 時 30 分、午後 1 時から午後 5 時

ウ 場 所：上記(1)による。

エ 提出方法：書面 (様式自由) を持参することにより提出すること。郵送又は電送 (メールやファクシミリ) によるものは受け付けない。

- (3) 回答の方法

ア 期 間

(i) 参加表明書に関する事：平成 27 年 2 月 24 日 (火) から平成 27 年 2 月 27 日 (金) まで

(ii) 技術提案書に関する事：平成 27 年 2 月 24 日 (火) から平成 27 年 3 月 13 日 (金) まで

午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで (休日を除く。)

イ 場 所：公告文 6 (8) イ に示す場所 (及びインターネットにより掲載する)  
沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/index.html>

【インターネットを利用する場合 ( ) を記入】

#### 6 入札手続等

- (1) 参加表明書の提出等

ア 入札参加希望者は、2に掲げる入札参加資格の審査及び入札参加資格を得るため、次に従い参加表明書及び、確認資料等を提出しなければならない。

イ 提出期間、提出場所及び方法

公告文5(2)アによる。

ウ 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別記様式により作成し、別記様式-1を表紙として提出すること。

エ 参加表明書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

## (2) 技術提案書の提出

入札参加資格の審査の結果、入札参加の指名を受けた者は、技術提案書を提出することができる。

ア 提出期間、提出場所及び提出方法

公告文5(3)イによる。

イ 既存資料の閲覧

(ア) 期 間：公告文5(3)イ(ア)の期間

(イ) 閲覧時間：公告文5(3)イ(イ)の時間

(ウ) 閲覧場所：公告文6(8)イの場所

ウ 技術提案書の作成方法

技術提案書は、別記様式により作成し、別記様式-11を表紙として提出すること。

(ア) 実施方針・実施フロー

業務の実施方針、実施フローについて簡潔に記載すること。記載に当たっては、A4版1枚に記載すること。

エ 技術提案書の無効

本説明書等において記載された事項以外の内容を含む場合、又は別添の書式に示された条件に適合しないものについては、無効とする場合があるので注意すること。

## (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

公告文5(4)による。

## 7 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

## 8 入札に関する注意事項（持参により提出する場合）

- (1) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。
- (2) 入札書、委任状には、業務名及び業務を履行する場所をこの業務の公告に従い記入すること。
- (3) 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- (4) 当該業務の指名通知書の写しを提出すること。
- (5) 入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届を郵送又は持参により提出すること。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。

(ア) 過去2か年の間に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は、地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

(イ) (ア)に該当する者以外の者で保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

ウ 落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

エ イに該当する者以外の者については、指名通知日以降に農林水産部**南部農林土木事務所**より連絡する。

オ イの(イ)で締結した入札保証保険契約の書面の提出日時については、指名通知日以降に農林水産部**南部農林土木事務所**より連絡する。

### (2) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び委託契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

## 10 業務費内訳書の提出

**【※必要に応じ設定する】**

本業務は、全ての入札参加者に対して第1回目の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書の提出を求める。ただし、以下の点に留意すること。

- (1) 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、作成年月日、業務名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所を記載するとともに、代表者印を押印すること。  
ただし、電子入札対象業務であり、電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には、代表者印の押印は不要である。
- (2) 契約担当者（これらの者の補助者を含む。）は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。

## 11 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施

落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、価格その他の条件が沖縄県にとって最も有利なものをもって入札した者を落札者とすることができる。なお、落札者となるべき者の入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、低入札調査要領により調査を行うものとする。 【

### (1) 低入札基準価格 **【※業務内容に応じて下記の要領により記入】**

#### ア 土木関係の建設コンサルタント業務

低入札調査基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費＋直接経費＋技術経費×60%＋諸経費×60%）

ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

### (2) 失格基準価格（当該業務は今回設定しない） **【※失格基準を設定した場合に記載】**

失格基準価格＝予定価格算出の基礎となった（直接人件費×90%＋直接経費×90%＋技術経費×60%＋諸経費×60%）

## 12 入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について

### **【※記載例を参考に業務内容に応じて記載する】**

低入札調査基準価格を下回る価格で契約する場合には、受注者は、次の(1)から(3)について実施するものとする。

#### (1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次のアからウを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、アを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（AGRIS）に登録すること。

ア 本業務の配置予定管理技術者と同等以上の評価値を得る者を担当技術者として配置すること。

イ 受注者が行う当該業務の照査に加え、第三者による照査を受注者の負担において

実施すること。

照査を実施する第三者については以下の要件を満足する者で発注者の承認を得た者とする。

(7) 公告文2(1)の要件を満たすこと。

(イ) 受注者と資本面・人事面で関係がない者で、かつ過去5年間に受注者と請負関係のない者（元請・下請、照査受注も含む）であること。

(ウ) 第三者による照査を実施する技術者は、特記仕様書に示す照査技術者の資格要件を満たすものであること。

なお、第三者による照査にかかる再委託については、土木設計業務等委託契約書第7条に定める主たる部分に該当しないものとする。

また、成果物にかしがあった場合において、土木設計業務等委託契約書第40条に定める修補の請求及び損害の賠償については、発注者は受注者に対して行うものであり、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。

ウ 当該業務の不備により、発注者に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。また、損害補填の期間は、本業務に関わる工事の完成までとする。

#### (2) 再委託

再委託額は、特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が、業務委託額の3分の1以内とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

#### (3) 打合せ

管理技術者は、業務実施上必要となる全ての打合せに出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査員による履行確認を行うものとする。

### 13 配置予定技術者の確認

技術提案書の評価後、AGRIS等により配置予定技術者の配置違反及び手持ち業務量の制限の違反等の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、技術提案書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、2に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

### 14 支払条件

前金払：なし。

部分払：○回

【※昭和47年7月11日土総第393号通知】に基づく回数】

### 15 火災保険の要否

否

## 16 非指名者又は参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合（苦情申立て）

(1) 技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、下記により書面をもって説明を求めることができる。

ア 提出期限：非指名の通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）とする。

イ 提出場所：公告文6(8)イの場所。

ウ 提出方法：書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやファクシミリ）によるものは受け付けない。

電子入札対象業務の場合でも、持参による。

(2) 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対して、契約担当者から書面をもって回答する。

## 17 再苦情申立て

上記16(2)による回答に不服がある者は、理由説明に係る書面を受け取った日から7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対して再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会が審議を行う。

## 18 不可抗力による変更

現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、技術提案書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

## 19 その他留意事項

(1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成に関する費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、指名及び技術点の算定以外に提出者に無断で使用しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は公開しない。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

(6) 電子入札システムは土曜日、日曜日及び祝日及び12月29～1月3日を除く毎日、午前9時から午後5時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、沖縄県電子入札ポータルサイトで公開する。

沖縄県電子入札ポータルサイト <http://doboku.pref.okinawa.jp/ebidportal/i>

ndex.html

- (7) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は次のとおりとする。
- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先  
沖縄県土木建築部土木企画課建設業指導契約班 電話098-866-2384
  - ・ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先  
取得しているICカードの認証機関
- (8) 沖縄県電子入札ポータルサイトにて「沖縄県電子入札運用基準」を掲載しているのでダウンロードして紙入札方式参加申請書の必要書類を入手すること。
- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、次に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず、確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
- ・参加表明書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・参加表明書受付票
  - ・指名通知書
  - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・辞退届受付票
  - ・日時変更通知書
  - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・入札書受付票
  - ・入札締切通知書
  - ・再入札通知書
  - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）
  - ・落札者決定通知書
  - ・決定通知書
  - ・保留通知書
  - ・取止め通知書